

単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

当社は、平成 28 年 6 月 24 日開催の第 14 回定時株主総会において、10 月 1 日を効力発生日として、単元株式数 1,000 株を 100 株へ変更すること、および、普通株式 10 株を 1 株に併合することについて、ご承認をいただきました。

つきまして、本件に関する Q & A をご用意させていただきましたので、ご参考としてください。

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位について現状の水準を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 28 年 10 月 1 日（予定））前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	1,423 株	1 個	142 株	1 個	0.3 株
例③	537 株	なし	53 株	なし	0.7 株
例④	3 株	なし	なし	なし	0.3 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②、例③、例④）は、すべての端数株式を自己株式として当社が買取り、その買取代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の買取代金は平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 併合後の 1 株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払いする金額及びお手続きについては、平成 28 年 12 月にご案内することを予定しております。

なお、上記 Q 3 に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満（Q 3 例④）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、上記 Q 3 及び Q 4 に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いは Q 4 に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。効力発生前に、「単元未満株式の買取り」（平成 28 年 9 月 26 日まで）または「単元未満株式の買増し」（平成 28 年 9 月 13 日まで）制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または末尾記載の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ・平成 28 年 9 月 14 日～9 月 30 日（予定） | 単元未満株式の買増停止 |
| ・平成 28 年 9 月 27 日～9 月 30 日（予定） | 単元未満株式の買取停止 |
| ・平成 28 年 9 月 27 日（予定） | 1,000 株単位での売買最終日 |
| ・平成 28 年 9 月 28 日（予定） | 100 株単位での売買開始日 |
| ・平成 28 年 10 月 1 日（予定） | 株式併合および単元株式数変更の効力発生 |
| ・平成 28 年 10 月下旬（予定） | 端数株式の買取 |
| ・平成 28 年 12 月上旬（予定） | 端数株式買取代金のお支払い |

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 9. 優待制度はどうなりますか。

これまで、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿記載の 1,000 株以上ご所有の株主様に対し、市価 3,000 円から 4,000 円相当の当社商品を贈呈しております。

株式併合後は、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿記載の 100 株以上ご所有の株主様に対し、同商品を贈呈することとなります。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137 -8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 -232 -711 (通話料無料)
受付時間 9 : 00 ~17 : 00 (土日祝日を除く)

以上